

第10次鳥獣保護事業計画（熊本県）（素案）の概要

はじめに

【本県の自然概況と鳥獣保護事業をめぐる現状】

本県は県土の63%が森林であり、九州中央山地や阿蘇地域など、常緑広葉樹や草原等が広がっている。

また、西部の有明海、八代海には阿蘇地域や九州中央山地から流れ込む白川、球磨川等の河口と遠浅の干潟が広がり、天草の島々なども点在している。

さらに地理的には、日本列島を北上・南下する野鳥の中継地となっており、これまで多くの野鳥の生息も確認され、また獣類も多種類が生息している。

このように本県は、多様な自然環境により構成されており、野生鳥獣の生息に恵まれた環境にある。

しかしながら、一部の大型哺乳類の生息分布が拡大傾向にあり、農林業等被害の深刻化を招いている。

このため、ニホンジカにおいては、特定鳥獣保護管理計画を策定し、適正な頭数の管理に努めるとともに、被害が深刻化しているイノシシについても新たな特定計画の策定が求められているため、広範な生息域に対応するための広域的な取組や、市町村等の連携による地域的な取組等引き続き適正に鳥獣を管理する対策が重要となっている。

さらに、鳥獣保護区の環境教育への活用、鳥獣保護員の専門性の向上、鳥獣保護管理に重要な役割を果たしている狩猟者の確保等が課題となっている。

このため、第9次計画に引き続き第10次計画を策定し、適正な鳥獣の保護管理に努めるとともに、人と野生鳥獣の共存を図ることとする。

計画事項

第一 計画の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日（5年間）とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

県指定鳥獣保護区は、第10次鳥獣保護事業計画において104箇所、87,745haとする。これは、県土面積740,466haの約12%を占める。

指定の方針としては、計画期間中更新時期を迎える区域については基本的に指定を更新する。

ただし、獣類による農林業等被害が増大し、指定を継続することが困難と判断された区域、地理的状況の変化や希少野生動物の生息地の拡張が認められる区域等については、期間満了、指定解除、区域の見直し等、指定を見直すこととする。

また新規指定については、指定区分ごとの方針に従い指定することとする。

その他、希少野生動物であるクロツラヘラサギ渡来地については、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の指定に向けて、地元関係者の同意が得られるように今後も鋭意努める。

全体として、第9次計画から第10次計画にかけて総面積、箇所数の大きな変動はない。

【鳥獣保護区の指定等計画】

指定区分		9次計画終了時	10次計画期間中の変動				10次計画終了時
			新規指定	拡大	縮小	期間満了	
森林鳥獣生息地	箇所数	65	1	4	5	1	65
	面積(ha)	69,304	145	603	1,738	1,828	66,486
身近な鳥獣生息地	箇所数	38			1		38
	面積(ha)	15,507			765		14,742
集団渡来地	箇所数	1					1
	面積(ha)	6,517					6,517
計	箇所数	104	1	4	6	1	104
	面積(ha)	91,328	145	603	2,503	1,828	87,745

- 2 特別保護地区の指定
特別保護地区は、既指定地区を継続するものとし、第10次計画期間中において期間満了に伴う再指定及び新規指定は該当が無い。
- 3 休猟区の指定
各地域ごとに第9次計画の実績を考慮し、利害関係人の合意形成を図りながら狩猟鳥獣の適正な生息数の確保を図る。
また、休猟区のうち特定計画に基づく特定鳥獣の狩猟を行うことができる区域を指定する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

狩猟による過去の捕獲数や、第9次計画における実績を踏まえ、キジの放鳥を年次計画に基づき実施する。
なお、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、生産者への衛生管理の徹底等の要請を検討し、事業実施の一時的な見合わせについても検討する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の捕獲等に係る許可基準の設定
鳥獣の捕獲等について、許可の基本的考え方及び基準を定める。また、わなを使用した捕獲許可申請におけるわなの基準等について定める。
- 2 学術研究を目的とする場合の許可について、具体的な基準を定める。
- 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
 - (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方
ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどによる農林作物への被害防止の観点から有害捕獲に努め、防除方法等の情報提供を行う。
中でもニホンジカについては特定計画により対処し、イノシシについては、全県的に捕獲頭数及び許可期間等の基準を緩和する。また、自衛のための有害捕獲についての基準を緩和する。
 - (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
有害捕獲の方針や許可基準を定める。許可基準では、有害捕獲の従事者、鳥獣の種類・数、期間その他の要件を定める。
また、ニホンジカ又はイノシシを自己所有の農林地内において自衛のために捕獲する場合については、狩猟者登録等について従事者の要件を緩和する。
さらに、ニホンジカやイノシシについては、捕獲期間や捕獲頭数の基準を緩和する。
 - (3) 鳥獣による被害発生予察表の作成
鳥獣の種類別に、被害地域、被害時期、被害作物等について検討を行ったうえで予察表を作成し、予察捕獲の計画的実施に努める。
 - (4) 鳥獣の適正管理の実施
ニホンジカについては特定計画、ニホンザルは「野生サル対策方針」に基づき適正管理に努め、イノシシについては、より効果的な防除対策、有害捕獲対策を講じ、特に天草地域については有害捕獲対策において特段の配慮を行う。
また、ニホンザルやイノシシについては、必要に応じ特定計画の策定も検討する。
 - (5) 有害捕獲の適正化のための体制の整備
効果的な実施を図るため、市町村間連携による広域捕獲隊の編成や、庁内の関係部局間での防除及び捕獲の方針の検討、関係機関における地域レベルでの連絡協議体制整備に努める。
- 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
許可基準等については、有害鳥獣捕獲の許可基準等に準じる。
- 5 その他特別の事由の場合の許可について、捕獲の目的ごとの基準を定める。

第五 特定猟具使用禁止区域等に関する事項

都市化の進展、市街地の拡大を含む居住環境の変化、住民に危険が及ぶと想定されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ、銃器又はわなを使用禁止とする区域の指定、拡大を行う。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

特に本県では、ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大により中山間地域での農林作物への被害が深刻化しているため、特定計画を策定し、メスジカ可猟区域の設定や狩猟期間の延長等により、保護管理を図ることとする。

2 実施計画の作成に関する方針

県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

なお、本県ではニホンジカに係る第3期特定計画に基づく市町村別捕獲計画に基づいて、市町村は個体数調整を実施することとする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

野生鳥獣の生息状況調査を、関係団体等の協力の下に下記により実施する。

- 1) 鳥獣保護対策調査・・・希少野生鳥獣の調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、新規鳥獣保護区指定関連調査
- 2) 狩猟対策調査・・・狩猟鳥獣のうち、ニホンジカ、イノシシ、キジについて、生息状況や狩猟の実態把握調査を実施
- 3) 有害鳥獣対策調査・・・ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの中・大型獣類の個体群について、被害状況や生息数等の調査を実施

第八 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項

鳥獣保護センター等を活用し、関係団体等と連携しながら、インターネットによる情報発信等により鳥獣保護思想の普及啓発に努め、現在本県が有している、くまもと野鳥の森、菊池野鳥の森の施設について、関係団体・機関と連携してその活用を図る。

愛鳥モデル校については、愛鳥活動の継続や活性化を優先的に展開する。

また、鳥獣への安易な餌づけが生態系や鳥獣保護管理への影響を与えるおそれがあるため、安易な餌づけの防止についての普及啓発に努め、狩猟制度、鳥獣捕獲及び飼養登録制度など県民に身近な事項については、各種媒体を通じ周知徹底する。

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員を適切に配置し、研修の計画的な実施による専門的知識の向上を図る。

また、鳥獣保護員については専門的知識を持つ者の採用方法の検討、活動の充実を図る。

鳥獣の保護管理上重要な役割を担っている狩猟者について、その確保及び育成を図るための研修等を実施し、狩猟が果たす意義について広くPRするとともに、自衛のための狩猟免許取得を促進する。

違法捕獲や飼養等の取締りについては、警察当局や鳥獣保護員、また必要に応じて市町村とも連携して取り組む。

このほか、鳥獣保護事業を遂行するために必要な財源の確保に努め、鳥獣保護行政に必要な経費に充てるものとする。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

鳥獣を、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、一般鳥獣として区分し、それぞれの保護管理の考え方を示す。

指定猟法禁止区域については、既に指定済みの、八代、不知火の2箇所について指定を継続するとともに、今後も必要に応じて新規・拡大指定を検討する。

鳥類の飼養については、個体や足輪の確認等、手続について慎重を期し、また違法行為による刑罰を受けた者からの飼養登録申請を許可対象外として取り扱うなど、飼養の適正化に努める。

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心としたシステムの機能充実を図り、関係民間団体やボランティア団体等と連携しながら進める。また、油汚染事件などの発生に備えた連絡網の整備等にも努める。

なお、高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生に備え、関係機関との連絡体制、検査体制等について整理し、県内の野鳥に係る調査等の実施体制の整備と適切な実施を図る。